

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年1月19日開催 投資信託協会]

1. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。
- これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。
- 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣におかれては、「他人事ではなく、我が事」として、自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

2. 資産所得倍増プランについて

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議において、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現する観点から、「資産所得倍増プラン」が決定された。
- 同プランでは、
 - ・ 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
 - ・ 加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

- ・ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ・ 雇用者に対する資産形成の強化
- ・ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ・ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ・ 顧客本位の業務運営の確保

などの施策が盛り込まれている。

- 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらし、NISA 等も裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、各金融機関の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であり、金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、各金融機関の協力が必須であると考えているので、今後とも宜しく願いたい。

3. 令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISA の抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISA を抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、
 - ・ NISA を一本化して、つみたて NISA を引き継ぐつみたて投資枠と、一般 NISA を引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
 - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ 120 万円と 240 万円に拡大する

ことが盛り込まれている。合計で年間最大 360 万円まで投資できることになり、英国の ISA を上回る水準となる見込み。

- また、全体で 1,800 万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の 1,200 万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しい NISA は 2024 年 1 月から施行予定であるが、2023 年末までに現行の一般 NISA 及びつみたて NISA 制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、各金融機関に協力いただきたい。
- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後 5 年間で、NISA の総口座数を、現在の 1,700 万から 3,400 万に倍増し、NISA の買付額についても、現在の 28 兆円から 56 兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISA の抜本的拡充・恒久化だけでなく、
 - ・ 金融経済教育の充実や、
 - ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保、も重要であり、この点についても各金融機関の協力は不可欠であると考えている。
- 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り組みだけでなく、利用者と日頃から接している各金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力いただきたい。
- このほか、与党税制改正大綱においては、

- ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の延長（3年）や、
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（3年）、
- ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の延長（3年）

など、金融庁関係の他の重要要望項目も措置されることとなった。今後、これらの効果ある実施が重要であり、是非、協力いただきたい。

- また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていきたい。
- 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、各金融機関から様々な支援をいただき、感謝する。

4. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後10年間で官民合わせて150兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、

- ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
- ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、

といった内容を盛り込んでいる。

- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。

また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話のためのガイダンスを策定する予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。

- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関も参照いただきたい。

- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談

会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。

- 今回取り上げたものに限らず、今後、金融庁としては、上記の4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

5. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が2023年10月1日から導入される。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。
- なお、2023年10月1日からインボイス発行事業者となるための原則的な期限は2023年3月末であるが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられているところ、事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、申請書に「困難な事情」の記載をせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととなった。
- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。

- 各事業者におかれては、インボイス制度の円滑な導入に向けて引き続き協力いただきたい。なお、インボイス制度には支援措置があり、さらに令和4年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることにも留意いただきたい。

6. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

7. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11日から13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19日から21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、皆さんの意見も踏まえながら、議論を進めて参りたい。

8. ESG投信に関する監督指針の改正について

- 近年、世界的に「グリーンウォッシング問題」が指摘される中、金融庁では、資産運用会社等に対し調査を実施し、2022年公表した「資産運用業高度化プログレスレポート2022」の中で、「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」を取りまとめた。

- これを踏まえ、2022年12月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正案を公表し、現在、パブリックコメントを行っているところであり、2022年度中に最終化することを予定している。改正案では、情報開示や態勢整備などについて具体的な検証項目を定めており、各金融機関からも忌憚のない意見をいただきたい。
- 金融庁としては、ESG投信の健全な発展に向けて、資産運用会社が果たす役割に大いに期待している。

9. 基準価額計算の一元化について

- 基準価額計算の一元化については、これまで協会が中心となって議論・検討していただき、一者計算を導入する場合に必要な態勢や課題などを取りまとめた報告書を公表するなど、実現に向けた取組みを進めてきたものと承知している。
- こうした中、2021年以降、委託会社と受託会社が協働したパイロットファンドによる一者計算の試験運用の開始や一者計算を標準的な業務方法として導入することを表明する会社が現れるなど、より具体的な取組みが進展しつつあると承知している。
- 協会におかれては、業務効率化や新規参入による競争促進に資するような意義ある一者計算の実現・浸透に向け、引き続き主導的に取り組んで頂くことを期待している。

10. 「資産運用業大会」について

- 2023年2月、投資顧問業協会との共催により、「資産運用業大会」が開催されるものと承知しているが、本大会は、業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良い機会だと考えている。
- 業界関係者におかれては、このような機会を通じ、改めて資産運用会社としての社会的使命を自覚し、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形

成の実現に向けた取組みを進めていただきたい。金融庁としても、業界関係者との対話などを通じ、業界の取組みを後押ししていきたいと考えている。

11. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止した。円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR、いわゆる「シンセティック LIBOR」が、2022 年 1 月以降、時限的に公表されていたが、このうち、シンセティック「円」LIBOR は 2022 年 12 月末に公表停止した。残るシンセティック「ポンド」LIBOR についても、1 か月物と 6 か月物は 3 月末に公表が停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティック LIBOR の移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、シンセティック LIBOR の利用がある金融機関におかれては引き続き対応をお願いしたい。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR についても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドル LIBOR からの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

（以 上）